

**地域課題解決支援事業支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

令和5年（2023年）1月

豊中市都市経営部創造改革課

1 業務の目的

本市では、市民の利便性や快適性を向上させるため、公民学連携による多様な取組みを推進している。地域課題解決支援事業は、市民サービスの向上や、イノベーションによる新たなビジネスの創造を目的として、市民ニーズや地域が抱える課題を市が提示し、市と民間事業者等が協働で実証実験（協働事業）を実施するものである。

本事業を効果的・効率的に行うため、課題解決を成し得る民間事業者等の募集、選考、マッチング支援、実証実験（協働事業）におけるファシリテート及びプロジェクト管理を的確に行うことができる支援事業者（以下、受託者）を募集する。

2 業務の概要

(1) 業務名

地域課題解決支援事業支援業務

(2) 業務内容

地域課題解決支援事業支援業務仕様書を参照

(3) 事業期間

令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

(4) 委託料の上限

6,160,000円（消費税および地方消費税含む）

3 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記の全ての要件を満たすものとする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。ただし（2）及び（3）は共同事業体の幹事会社が少なくとも満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同

法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 共同事業体にあつては、共同事業体の構成員が単体業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

4 日程

いずれも、令和 5 年（2023 年） ※日程は変更する場合がある

実施要領の公表 1 月 30 日（月）※市ホームページに掲載

質問事項の締切 2 月 7 日（火）17 時 15 分必着

※質問は様式 5 の質問書に記入。メール（souzou@city.toyonaka.osaka.jp）で受付する

質問への回答は、市のホームページに掲示し、個別には回答しない。

質問事項への回答 2 月 13 日（月）

企画提案書の提出期限 2 月 17 日（金）16 時必着

第一次審査（書類審査） 2 月 20 日（月）

※応募事業者が 5 社以上の場合のみ実施

第二次審査（プレゼンテーション） 2 月 27 日（月）

※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の可否とともに通知

審査結果の通知 3 月上旬

事業内容の協議、準備 3 月中旬

5 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル 参加表明書	・正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている場合はその印。以下同じ）を押印	様式1
2	会社概要	・会社名、本社・支社所在地、代表者名、設立年月日、資本金、売上高、従業員数、事業内容・規模、組織図、関連会社、会社の基本方針等	任意
3	運営体制	・本事業実施にあたっての実施体制、担当、協力業者等	任意
4	業務実績書	・類似業務の実績、内容 ・類似業務にかかる自治体との契約や協定の実績	様式2
5	企画提案書	① 事業概要 ・本事業実施にあたっての基本的な考え方、目的、効果 ・本事業実施における取組み内容（地域課題の選定・民間事業者等の募集・選考、実証実験（協働事業）のファシリテート、広報活動支援、職員の育成） ・本事業実施にあたっての強み ② スケジュール ③ 本事業を効果的に推進するための提案	任意
6	統括責任者及び担当者の業務実績調査書	・「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。 ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」欄には、過去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。	様式3
7	処分歴	・公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書を確認すること。	様式4

No.1～7の正本1部

および No. 1～7のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

(2) 提出期限

令和5年（2023年）2月17日（金）16時必着

※ 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(3) 提出方法

持参（土日祝及び17時15分以降は受け付けない）、郵送、宅配便のいずれかとする。郵送、宅配便により提出する場合は、書類の到達を事務局にメールや電話で確認すること。

(4) 提出書類の取扱い
提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 提出先
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
豊中市役所 第一庁舎 3階 都市経営部創造改革課

6 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。応募事業者が5社以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行う。提案書及び提案書に基づく第2次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第2次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。第2次審査(プレゼンテーション)の日程等は以下の通り。

① 日程：令和5年(2023年)2月27日(月)

※ 時間・場所等は提案者に別途連絡

※ オンライン(Zoom)もしくは会場で実施

② 発表時間は各提案者につき30分(プレゼンテーション15分、質疑・応答15分程度)とする。

③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。

④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

(2) 評価項目

項目	詳細	配点	視点
1. 体制・実績 (20点)	会社概要 体制	10	○本事業を円滑に実施できる運営体制であるか ○市と連携・情報共有しながら種々の課題を解決し、改善することに積極的か
	実績	10	○類似する業務の実績があり、ノウハウの蓄積が期待できるか
2. 企画提案内容 (70点)	プロジェクト マネジメント力	15	○事業計画全体の実効性・実現性 ○目的に沿った事業提案となっているか ○予定履行期間内の業務工程が詳細で、着実なスケジュールが組まれているか ○庁内課題をヒアリングし、適切な解決手法

項目	詳細	配点	視点
			へ整理するための幅広い知見を持っているか
	実証実験 (協働事業) 遂行能力	15	<ul style="list-style-type: none"> ○実証実験(協働事業)の効果的なファシリテートを行うため、市や民間事業者等の特性を含めた必要な知識やノウハウを有しているか ○実証実験(協働事業)を進めるにあたり、先行事例の紹介や必要なアドバイス等の取組み支援を行うことができるか ○実証実験(協働事業)の効果検証を行い、次年度以降の取組みのアドバイスが期待できるか ○プロジェクト遂行にあたり、担当者が必要な知識やノウハウを有しているか
	民間事業者等の募集・選考	10	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的な手法で、民間事業者の募集を行い、多くの応募を見込むことができるか ○実証実験(協働事業)事業者の選考にあたり、必要な知識を有しているか
	広報活動支援	10	○効果的な広報活動のノウハウや仕組みを有しているか
	職員の人材育成	10	○市職員の公民学連携のノウハウの蓄積・スキル向上につながる提案内容となっているか
	改善・向上策	10	○本事業の改善・向上にかかる提案全般
3. 見積金額 (10点)		10	○見積額については相対評価とする
4. 処分歴		内容に応じて減点	
合計(100点)		100	

(3) 審査結果の通知

結果は3月上旬にホームページで公表するとともに、全ての提案者に対し郵送にて通知する。

7 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合
- (2) 提出書類に評価に関わる虚偽の記載を行った場合
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (4) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7) 特許や事業モデルなど、事業実施にあたり権利関係に問題があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めた場合

8 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2) 提案書類は、返却しない。
- (3) 応募者の申出による提出期限意向の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査の内容等についての質問は受け付けない。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

9 問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

(事務局) 豊中市都市経営部創造改革課 担当：檜垣・岡田・宇佐美

TEL : 06-6858-2745 FAX : 06-6858-4111

E-mail : souzou@city.toyonaka.osaka.jp